

業 務 委 託 契 約 書 (案)

1. 業 務 名 福岡運輸支局の登録事項等証明書交付業務等の委託業務
2. 施設場所 福岡県福岡市東区千早3丁目10番40号
福岡運輸支局 登録担務内
3. 契約期間 平成31年4月1日から翌年3月29日
4. 請負代金額 金 円 (消費税を除く)
5. 契約保証金 免 除

上記の業務について、支出負担行為担当官 九州運輸局長 下野 元也 (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。) は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な業務契約を締結し、真義に従ってこれを履行するものとする。

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添「仕様書」に従い、日本の法令を遵守し、この契約 (この契約書及び仕様書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。) を履行しなければならない。

第2条 受注者は、業務の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

第4条 受注者は、受注者の職員の身元及び風紀、規律の維持について一切の責任を負い、発注者が著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第5条 発注者及び受注者は、この契約の履行にあたって、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第6条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面をもってその官職及び氏名を受

注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、業務の指導・監督を行う。又、必要があるときは発注者に改善を要求する権限を有する。

第7条 受注者の責に帰すべき事由により、所定の期限内に契約内容を履行することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、期限の翌日から起算して遅延日数に応じ、年5%の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、支払期限までに契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第8条 受注者は、毎月の業務を終了したときは、発注者にその旨を報告し、発注者の指定する検査職員（以下、「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 受注者が第1項の検査に合格したときをもって、本業務は完了したものとする。
- 4 前項の場合において生ずる一切の費用は、受注者の負担とする。

第9条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、1ヶ月分を取りまとめた適法な支払請求書をもって請負代金を請求するものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

第10条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から契約解除の申し出があったとき。
- (2) 受注者が発注者又は監督職員、若しくはその指定する職員の指示に従わなかったとき。

(3) この契約の履行について、受注者又は受注者の職員に不正行為があったとき。

(4) 受注者又は受注者の職員が、この契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前条の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条 受注者は、業務を行うにつき、受注者又は受注者の職員の責に帰すべき事由により、発注者及び福岡運輸支局職員並びに第三者に対して損害を及ぼしたときは、損害賠償の責に任ずるものとし、その額については発注者、受注者協議して定めるものとする。

2 受注者は、受注者の職員が発注者の責に帰すべき事由によらず、業務を行うにつき被った損害についてはこれを保証するものとし、発注者は、一切の責任を負わないものとする。

3 前項の場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者、受注者協力してその処理解決にあたるものとする。

第13条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号におい

て同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第14条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号まで

のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定める。

上記のとおり契約した証としてこの証書 2 通を作成し、発注者、受注者各自保管する。

平成 年 月 日

発注者 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 1 番 1 号
支出負担行為担当官
九州運輸局長 下野 元也

受注者